

原議保存期間10年
(平成33年12月31日まで)

各都道府県警察の長 殿
(参考送付先)
庁内各局部課長
各附属機関の長
各地方機関の長

警察庁丙鑑発第5号
警察庁丙刑企発第3号
平成23年2月3日
警察庁刑事局長

DNA型記録取扱規則の一部を改正する規則及びDNA型記録取扱細則の一部を改正する訓令の制定について(通達)

このたび、DNA型記録取扱規則の一部を改正する規則(平成23年国家公安委員会規則第1号。以下「改正規則」という。)及びDNA型記録取扱細則の一部を改正する訓令(平成23年警察庁訓令第1号。以下「改正細則」という。)が別添1及び別添2のとおり制定され、いずれも平成23年2月16日から施行されることとなった。

改正規則及び改正細則の趣旨及び改正要点は下記のとおりであるから、事務処理上遺漏のないようにされたい。

記

1 趣旨

警察庁刑事局犯罪鑑識官(以下「犯罪鑑識官」という。)において、被疑者資料に係るDNA型鑑定を行うとともに、その鑑定に係る被疑者DNA型記録を管理・運用するため、DNA型記録取扱規則(平成17年国家公安委員会規則第15号。以下「規則」という。)及びDNA型記録取扱細則(平成17年警察庁訓令第8号。以下「細則」という。)を改正し、所要の規定を整備するものである。

2 改正要点

- (1) 犯罪鑑識官による被疑者DNA型記録の作成(改正後の規則第3条及び改正後の細則第1条関係)

犯罪鑑識官は、警視庁、道府県警察本部若しくは方面本部の犯罪捜査を担当する課(課に準ずるものを含む。)の長又は警察署長(以下「警察署長等」という。)から囑託を受けて被疑者資料のDNA型鑑定を行い、その特定DNA型が判明したときは、その鑑定に係る被疑者DNA型記録を

作成することとした。

(2) 鑑定囑託の特則（同規則第4条関係）

特則の適用を「科学捜査研究所以外の機関又は学識経験者」から「犯罪鑑識官及び科学捜査研究所以外の機関又は学識経験者」に改め、警察署長等は、犯罪鑑識官及び科学捜査研究所以外の機関又は学識経験者にDNA型鑑定を囑託し、その特定DNA型が判明したときは、鑑定書の写しを科学捜査研究所長に送付しなければならないこととした。

(3) 被疑者DNA型記録の整理保管（同規則第5条関係）

犯罪鑑識官が被疑者DNA型記録を作成したときは、これを整理保管することとした。

(4) 犯罪鑑識官の保管する遺留DNA型記録との対照（同規則第6条関係）

犯罪鑑識官が被疑者DNA型記録を作成したときは、当該記録に係る特定DNA型とその保管する遺留DNA型記録に係る特定DNA型とを対照し、その結果を、当該作成に係るDNA型鑑定の囑託を行った都道府県警察の科学捜査研究所長に通知することとした。

また、犯罪鑑識官が作成した被疑者DNA型記録に係る特定DNA型がその保管する遺留DNA型記録に係る特定DNA型に該当したときは、その結果を、当該保管する遺留DNA型記録を送信した科学捜査研究所長に通知することとした。

別添 1

国家公安委員会規則第一号

警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、DNA型記録取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十三年二月三日

国家公安委員会委員長 中野 寛成

DNA型記録取扱規則の一部を改正する規則

DNA型記録取扱規則（平成十七年国家公安委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「次条第一項」の下に「又は第二項」を加え、同条第七号及び第九号中「次条第二項」を「次条第三項」に改める。

第三条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「第六条第一項」を「第六条第二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「警視庁、道府県警察本部若しくは方面本部の犯罪捜査を担当する課（課に準ずるものを含む。）の長又は警察署長（以下「警察署長等」という。）」を「警察署長等」に、「警察庁刑事局犯罪鑑識官（以下「犯罪鑑識官」という。）」を「犯罪鑑識官」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

警察庁刑事局犯罪鑑識官（以下「犯罪鑑識官」という。）は、警視庁、道府県警察本部若しくは方面本部の犯罪捜査を担当する課（課に準ずるものを含む。）の長又は警察署長（以下「警察署長等」という。）から囑託を受けて被疑者資料のDNA型鑑定を行い、その特定DNA型が判明したときは、当該被疑者資料の特定DNA型その他の警察庁長官が定める事項の記録を作成しなければならない。

第四条の見出し中「科学捜査研究所以外の機関等」を「犯罪鑑識官及び科学捜査研究所以外の機関等」に改め、同条第一項中「科学捜査研究所以外の機関」を「犯罪鑑識官及び科学捜査研究所以外の機関」に改め、同条第二項中「前条」を「前条第二項から第四項まで」に改める。

第五条第一項中「第三条第一項又は第二項」を「第三条第一項の規定により被疑者DNA型記録を作成したとき又は同条第二項若しくは第三項」に、「又は遺留DNA型記録」を「若しくは遺留DNA型記録」に改める。

第六条第二項中「前項」を「前二項」に、「受信した被疑者DNA型記録又は」を「作成若しくは受信した被疑者DNA型記録又は受信した」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「第三条第一項又は第二項」を「第三条第

二項又は第三項」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

犯罪鑑識官は、第三条第一項の規定により被疑者DNA型記録を作成したときは、当該記録に係る特定DNA型とその保管する遺留DNA型記録に係る特定DNA型とを対照し、その結果を、その都道府県警察の警察署長等が当該作成に係るDNA型鑑定の嘱託を行った都道府県警察の科学捜査研究所長に通知しなければならない。

第七条第三項中「前条第一項」を「前条第二項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十三年二月十六日から施行する。

別添 2

警察庁訓令第 1 号

D N A 型記録取扱細則の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年 2 月 3 日

警察庁長官 安藤 隆春

D N A 型記録取扱細則の一部を改正する訓令

D N A 型記録取扱細則（平成17年警察庁訓令第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条第 1 項中「第 3 条第 1 項」の次に「及び第 2 項」を加える。

第 2 条第 1 項中「第 3 条第 2 項」を「第 3 条第 3 項」に改める。

附 則

この訓令は、平成23年 2 月16日から施行する。